

2023年6月12日
丸紅新電力株式会社

中部電力パワーグリッド株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

- 災害救助法が適用された市町村
【静岡県】 磐田市 （災害救助法適用日：6月2日）

- 災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村
【静岡県】 浜松市、袋井市、周智郡森町

2. 特別措置の内容

- (1) 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長
2023年5月分（災害救助法の適用日以降に支払期日（検針日の翌日から30日目）を迎えるものに限る）、6月分、7月分および8月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

- (2) 不使用月の電気料金の免除
被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

- (3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除
被災により一時使用不能となった電気設備について、2023年12月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

- (4) 工事費負担金等相当額の免除
中部電力パワーグリッド株式会社が当該梅雨前線による大雨および台風災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金等の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。